

商標権侵害訴訟の勝訴確定および「極真会館」商標登録無効についてのお知らせ

平成29年9月25日

一般社団法人国際空手道連盟極真会館世界総極真

代表 理事 大石 代悟

最高顧問 理事 長谷川 一幸

顧問弁護士 中澤 佑一

一般社団法人国際空手道連盟極真会館世界総極真（本社：名古屋市昭和区）は、大山倍達総裁が創設された極真空手を次の世代に正しく伝えるべく「極真会館」や極真会ロゴマーク等のいわゆる極真関連標章を、総裁の生前と同じく使用し、世界大会をはじめとする空手道大会の開催や、極真空手の教授を行っております。

この、我々総極真における極真関連標章の使用について、「極真会館 宗家」を主宰する大山喜久子氏および同氏が代表取締役を務める有限会社マス大山エンタープライズ（本社：東京都豊島区）より、商標権侵害を理由とする標章使用差止請求訴訟が提起されておりましたが、平成28年11月24日の一審東京地方裁判所判決に続き、その控訴審（知的財産高等裁判所）において、総極真による権利濫用の主張が認められ、大山喜久子氏らの請求を棄却する判決が平成29年8月30日付で下され、同判決が確定いたしましたことをご知らせします。

特に、控訴審判決において「(大山) 倍達は、その生前において、極真会館を極真空手の道を極める者に譲ることを希望し、その旨を周囲の者に伝えていたと認められるのであるから、極真会館を相続した趣旨をいう控訴人ら(大山喜久子氏ら)の主張は、実質的にみても、(大山) 倍達の相続に関する意思に照らし、採用し得るものではない。」との判断が下されたことは、極真空手の歴史と我々の主張が裁判所にも正しく理解されたものであると考えております。

また、上記訴訟と並行して、大山喜久子氏が商標登録をしていた商標登録第5284760号【登録商標】 極真会館/KYOKUSIN KAIKAN) についての商標登録無効審判請求事件の審理も特許庁においてなされておりましたが、同審判請求事件においても、大山喜久子氏の商標登録は公序良俗に反するとの総極真の主張が認められ、大山喜久子氏が出願登録していた商標権を無効とする審決が平成29年5月11日付で下され、この審決も確定いたしましたので併せてお知らせいたします。

【参考】

控訴審判決 知的財産高等裁判所平成29（ネ）10012号

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/047/087047_hanrei.pdf

一審判決 東京地方裁判所平成28（ワ）16340号

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/335/086335_hanrei.pdf

無効の審決 無効2014-890093

<http://shohyo.shinketsu.jp/decision/tm/view/ViewDecision.do?number=1330208>

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/TA/JPJZH26890093/E312F9E3540B3D7EE0606C010C718D81>

以上

【本件に関する問い合わせ先】

弁護士法人戸田総合法律事務所

（担当） 弁護士中澤佑一

E-mail : info@todasogo.jp

〒335-0023 埼玉県戸田市本町 2-10-1 山昌ビル 3階